

## ○総務省告示第二百十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

第一号の表を次のように改める。

総務大臣 山本 早苗

無線局の名称 しおかぜ	呼出名称 しおかぜ	電波の型式及び周波数 (kHz)	送信時刻（中央標準時による。）
A A A 三 E E E	A A E 三 E E E	五、九八五 六、一〇九八五 六、一六五〇 一三二五	午前一時から午前二時まで
A A A 三 E E E	A A E 三 E E E	午後十時三十分から午後十一時三十分ま	午後十時三十分から午後十一時三十分ま
A A A 三 E E E	A A E 三 E E E	午前一時から午前二時まで	午前一時から午前二時まで
A A A 三 E E E	A A E 三 E E E	午前一時から午前二時まで	午前一時から午前二時まで

## ○法務省告示第三百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

法務大臣 上川 陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社浅貝建材工業	群馬県伊勢崎市柴町二百七十五番地一	防水施工
株式会社関一精機	長野県松本市大字和田四千二十番地八	機械加工
株式会社池ノ沢工業	静岡県静岡市清水区興津中町千四百八十三番地の十五	塗装
株式会社池	大阪府富田林市川向町九番十二号	建築大工
有限会社室屋建設	大阪府泉南郡熊取町希望が丘三丁目十三番四号	建築大工
有限会社ホウザキ	大分県大分市大字曲四百八番地の一	鉄筋施工

## ○法務省告示第三百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

法務大臣 上川 陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社エスケー電機	埼玉県川口市大字新堀六百九番地の一	冷凍空気調和機
------------	-------------------	---------

## ○外務省告示第二百十八号

一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十七年七月一日に効力を生ずる。

ただし、3.(b)(i)及び76.(ii)の規定の修正は、同日以後に受理する同条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の

規定に基づく明示の請求について適用するものとし、90.(d)の規定の修正は、同日以後に受理するのか

らまでの規定に基づく取下げの通告について適用する。また、手数料表の修正に関し、国際出願手

90.4

数料の減額の場合には、同日に効力を生ずる修正された手数料表は、同日以後に受理する国際出願について適用するものとし、同日より前に受理する国際出願については、後に当該国際出願に与えられる国際出願日にかかわらず、従前の手数料表を引き続き適用する（15）。取扱手数料及び補充調査取扱手数料の減額の場合には、同日に効力を生ずる修正された手数料表は、補充国際調査の請求又は国際予備審査の請求が提出された日にかかわらず、平成二十七年七月一日以後にこれらの手

数料が支払われる国際出願について適用する（22.2(c)及び57(d)）。

（平成二十九年一月二十九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）  
外務大臣 岸田 文雄  
（平成二十七年六月三十日）

一 49.3.2 (b)(i) 中「期間内」の下に「又は、出願人が第二十三条(2)の規定に基づき指定官庁に明示の請求を行つた場合には、指定官庁が当該請求を受領した日から一箇月の期間内に」を加える。

二 76.5(ii) 中「第二十二条」の下に「[第二十三条(2)]を、「[第三十九条(1)]」の下に「[第四十条(2)]」を加える。

三 90.3 (c) を次のように改める。

四 90.5 (d) 中「国際調査機関」を削り、「国際予備審査機関」の下に「又は国際事務局」を加え、「又は機関」を「機関又は国際事務局」に改める。

五 96.1 の手数料表を次のように改める。  
手数料表  
一 国際出願手数料  
二 取扱手数料  
三 減額  
四 実施細則に定めるところにより、次のいずれかの形式の国際出願がされた場合には、国際出願手数料から次に掲げる額を減額する。  
（a）電子形式の国際出願であつて、願書の記述  
が文字コード形式ではないもの  
（b）百イスイス・フラン  
五百三十イスイス・フランに三十枚を超える用紙  
一枚ごとに十五イスイス・フランを加えた額  
二百イスイス・フラン

（a）電子形式の国際出願であつて、願書の記述  
が文字コード形式ではないもの  
（b）百イスイス・フラン  
五百三十イスイス・フランに三十枚を超える用紙  
一枚ごとに十五イスイス・フランを加えた額  
二百イスイス・フラン